

# 青森県人事行政の概要

令和3年9月

青森県総務部人事課

# < 目 次 >

<b>第1部 青森県人事行政の運営状況の概要</b> .....	1
<b>I 任用の状況</b> .....	1
1 定数 .....	1
(1) 職員数の状況 .....	1
(2) 職員数の推移 .....	2
2 採用 .....	3
(1) 新規採用の状況 .....	3
(2) 障害者の採用状況 .....	4
(3) 任期付職員の採用状況 .....	4
3 退職 .....	5
(1) 退職者の状況 .....	5
(2) 再任用の状況 .....	5
<b>II 人事評価の状況</b> .....	6
<b>III 給与の状況</b> .....	12
1 総括 .....	12
(1) 人件費の状況（普通会計決算） .....	12
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算） .....	12
(3) ラスパイレス指数の状況 .....	12
(4) 給与改定の状況 .....	13
(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況 .....	13
2 職員の平均給与月額、初任給等の状況 .....	14
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 .....	14
(2) 職員の初任給の状況 .....	15
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 .....	15
3 一般行政職の級別職員数等の状況 .....	16
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 .....	16
(2) 国との給料表カーブ比較表 .....	17
(3) 昇給への人事評価の活用状況 .....	17
4 職員の手当の状況 .....	18
(1) 期末手当・勤勉手当 .....	18
(2) 退職手当 .....	18
(3) 地域手当 .....	19
(4) 特殊勤務手当 .....	19

(5) 時間外勤務手当 .....	30
(6) その他の手当 .....	30
5 特別職の報酬等の状況 .....	33
6 公営企業職員の状況 .....	34
(1) 工業用水道事業 .....	34
(2) 病院事業 .....	38
7 職務の級及び職制上の段階ごとの職員数の状況 .....	42
(1) 給与条例適用職員の状況 .....	42
(2) 技能労務職員の状況 .....	49
(3) 公営企業職員（工業用水道事業）の状況 .....	50
(4) 公営企業職員（病院事業）の状況 .....	51
<b>IV 勤務時間その他の勤務条件の状況 .....</b>	<b>53</b>
1 勤務時間の状況 .....	53
(1) 通常の勤務時間 .....	53
(2) 早出遅出勤務 .....	53
(3) 時差出勤 .....	54
2 休暇 .....	57
(1) 年次休暇の取得状況 .....	57
(2) 病気休暇の取得状況 .....	57
(3) 特別休暇の取得状況 .....	58
(4) 介護休暇の取得状況 .....	59
(5) 介護時間の取得状況 .....	60
3 育児休業等の取得状況 .....	61
(1) 育児休業の取得状況 .....	61
(2) 部分休業の取得状況 .....	62
(3) 育児短時間勤務の取得状況 .....	62
4 修学部分休業の取得状況 .....	64
5 高齢者部分休業の取得状況 .....	64
6 自己啓発等休業の取得状況 .....	64
7 配偶者同行休業の取得状況 .....	65
<b>V 分限及び懲戒の状況 .....</b>	<b>66</b>
1 分限処分の状況 .....	66
2 懲戒処分の状況 .....	67
<b>VI サービスの状況 .....</b>	<b>68</b>
1 職務専念義務の免除を認めている例の概要 .....	68
2 営利企業等の従事制限の許可基準及び許可状況 .....	69

VII 退職管理の状況 .....	70
VIII 研修の状況 .....	71
IX 福祉及び利益の保護の状況 .....	73
1 セクシュアルハラスメントの防止対策 .....	73
2 パワーハラスメントの防止対策 .....	74
3 定期健康診断の実施状況 .....	75
4 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況 .....	76
5 職員互助団体への補助の状況 .....	77

## 第2部 青森県人事委員会の業務の状況

1 競争試験及び選考の状況 .....	1
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 .....	3
3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況 .....	5
4 不利益処分に関する審査請求の状況 .....	5

### ※ 本概要における対象職員について

① 本概要でいう「職員」とは、別に指定がない限り、一般職に属する職員（臨時的任用職員、パートタイムの会計年度任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）を指します。

② 職員については、任命権者の違いにより、次のいずれかの部局等に属しています。

知事部局、県土整備部（公営企業）、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、警察

③ 職員数のとらえ方の違いにより、任用、給与、休暇等の各項目における職員数は一致しません。